

平成24年度 第1回 米子市公共下水道等使用料審議会議事概要

1 委嘱状交付

審議会委員出席者9人に、市長から委嘱状交付

2 市長あいさつ

(概要)

平成21年度に審議会を開催してから3年が経ち、その間、米子市でも行財政改革を進め一定の成果を挙げたと思っている。しかし、東日本大震災等もあり国の下水道に対する補助が期待したほど交付されていない。また、社会情勢も非常に不透明である。米子市では少子高齢化が進むなか、水洗化率の向上、徴収率の向上、維持費の節減、累積赤字の解消に努めている。また、弓浜部を中心にまだ下水道が供用開始されていない地域が多々あるので、設備を充実させ供用開始をすることが大きな課題になっている。その中で、収支のバランスをうまく保ちながら、下水道事業を安定的に持続可能な経営をしなければならない。審議していただく使用料は、このための貴重な財源であり、平成19年度に料金改定をしてから5年が経過している。委員の皆様には、米子市の財政状況、下水道事業の現状等を踏まえた上で、今後の経営計画、必要な財源である使用料のあり方について、忌憚のないご意見をいただき、ご検討をいただきたい。

3 審議会委員紹介

4 開会

委員11人の内9人出席により定足数を満たしており、本会が成立していることを確認

5 会長及び副会長の選出

審議会条例により、会長、副会長は互選となっているが、あらかじめ事務局からお願いをしている方々がいるのでその方々でよいか確認する。異議無しのため、会長を細井委員、副会長を宇田川委員（本日は欠席）にお願いする。

6 諮問書の提出

市長より細井会長へ諮問書の提出

諮問内容

「平成25年度以降の本市の公共下水道、及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について」

(市長所用のため退席)

7 議事

(1) 本審議会の目的

[説明者] 事務局(松岡部長)

(概要)

本審議会の目的は、「平成25年度以降の本市の下水道使用料、及び農業集落排水施設の使用料の料金水準及び料金体系について調査審議」していただくものですが、それと併せて現在の使用料の対象経費、あるいは事業経費の抑制にかかる取組についても今後説明しますので、適切に運用されているかどうか、ご審議いただきたい。

[質疑] なし

(2) 本会議の公開について

[説明者] 事務局 (宇田業務課長)

本市の場合、米子市情報公開条例第7条、それから審議会等会議公開指針によって原則公開しています。公開によって率直な意見交換や意思決定が阻害されるような場合には、非公開にすることもできます。その場合、今回、傍聴人は居ないが居たら出ていただく、また会議録の方も出さない、ホームページ等で公開しないこととなります。ですが、基本的にそういった情報は含まれていないと思いますので、公開にさせていただければと思います。

会長

これも公開されますか。

事務局

これも公開し後で議事録もできます。議事録作成にあたり、委員名を出さない方法もありますが、そうすると流れがつかみにくくなることはあると思います。

(3) 下水道事業の概要について

(下水道事業および農業集落排水事業の概要説明)

[説明者] 事務局 (杉谷計画整備課長、岩本施設課長)

(概要)

○ 『『米子の下水道』(冊子)』及び「米子市下水道整備済区域図」により、以下のとおり説明

・本市における公共下水道及び農業集落排水施設の整備状況

公共下水道は、内浜処理区、外浜処理区、淀江処理区があり、それぞれの処理場で処理しています。整備状況については、平成23年度末現在で、約2160ha整備済です。今後は残りの約1390haを整備していくこととなります。

農業集落排水施設については、約1150haの区域があり、平成20年度の伯仙地区の整備を最後に12地区全ての整備が終わっています。

平成24年3月末での公共下水道と農業集落排水施設をあわせた汚水処理人口普及率は、約75%です。

・下水道の仕組み

家庭、事業場から流れた汚水は下水管渠を通り、途中ポンプ施設を通りながら処理施設に運ばれます。処理施設に入った汚水は、沈砂池、最初沈殿池、処理槽、最終沈殿池を通ります。ここで上澄みと汚泥を分離して、上澄みを塩素滅菌し処理水として海や河川や湖に放流しています。その過程で出た汚泥は脱水処理し、有効利用を図っています。内浜処理場は閉鎖性水域の中海に放流するため高度処理を一部採用していますが、今後は全て高度処理する予定です。

・下水処理場の概要

内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センターの特徴、能力を説明。

○ 「汚水処理人口普及状況(資料5)」により、以下のとおり説明

・本市における汚水処理人口普及率及び水洗化率

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備人口、普及率、水洗化率について説明。本市の汚水処理人口普及率は、周辺都市と比較しても低い状況にありますので、今後も普及を進めていきたいと思っています。まだ下水道が整備されていない区域では、個人で合併処理浄化槽を整備しておられる方もおられます、こういう方々には下水道が整備された時点で、合併処理浄化槽から下水道に切り替えていただくこととなります。

[質疑] 伊藤委員

資料5に水洗化人口の数字が出ていますが、これ以外の方はどうされていますか。

[回答] 事務局（岩本施設課長）

水洗化人口以外の方は、下水道を使うためには宅内設備にお金がかかるため未接続や浄化槽を使われている方もおられます。

[質疑] 細井会長

「米子市下水道整備済区域図」によると予定どおり整備が全て済めば、全部色が付くということでしょうか。行政人口全てが下水道を使えることになりますか。

[回答] 事務局（杉谷計画整備課長）

最終形は、その区域はそうなります。しかし、区域外にも数件住んでいる方はおられますので、行政人口＝整備済人口にはなりません。

[質疑] 梅林委員

Q1. 米川から美保湾側は、皆生処理場だけで全部まかなえるということですか。

Q2. 米川を潜らす考えはありませんか、あくまでも、米川中心で東西に分けますか。

[回答] 事務局（杉谷計画整備課長）

A1. はい、そういうことです。

A2. はい。

[質疑] 中山委員

Q1. 淀江と外浜の日本海側（美保湾）のBODが20と15になっていますが、日本海側だけ違うものなのですか。

Q2. 日本海側の放流基準はどうなっていますか。

[回答] 事務局（岩本施設課長）

A1. 処理方式を見ていただくと、各処理場で処理方式が違います。このため、計画放流水質が違うということです。

A2. 中海側は水質汚濁防止法により規制が強化されており、水質の基準があります。COD（化学的酸素要求量）の規制値は30です。それに対して、皆生処理場等一般のところは、CODは160で、中海とはずいぶん違います。その他にも水質基準の指標はありますが、項目によっては、中海側は厳しい規制がかかっています。

事務局（杉谷計画整備課長）

補足として、皆生処理場は放流先が直接、美保湾になっていますが、淀江浄化センターは準用河川塩川に放流してから美保湾に流れますので、計画放流水質に差があります。

（※この時の「米子の下水道」は改定前のもので数値が以前のものでした。現在は皆生処理場と淀江浄化センターの計画放流水質は同じです。）

[質疑] 上村委員

図面の公共下水道認可区域というのは、まだ下水道を作っていないということですか。

[回答] 事務局（杉谷計画整備課長）

公共下水道認可区域というのは、公共下水道全体計画区域の中で、国に下水道整備を認められた区域になります。認可区域の整備が進んでいけば、順次この認可区域は広がっていき、最終的には、全体計画区域と重なります。

[質疑] 細井会長

全体計画というのは、すごく先の話で、当面ここから工事していきますというのが、認可区域ですね。

[回答] 事務局（杉谷計画整備課長）

おおむね、7年くらいで整備できる範囲ということですか。

[質疑] 上村委員

米子市は下水道の整備が完了するのは何年くらいですか。

[回答] 事務局（杉谷計画整備課長）

あくまでも目標ですが、今後25年間で全体計画区域を整備する目標です。

[質疑] 細井会長

下水道は水環境を守るという印象がありますから、今回は処理場毎のBOD等の実際の月データを教えてもらえませんか。

[回答] 事務局（岩本施設課長）

はい、次回準備しておきます。

(4) 下水道使用料と改定の経過について

(下水道使用料の現行の料金体系・水準となった経過及び現行の料金体系・水準について説明)

[説明者] 事務局（宇田業務課長）

(概要)

- 「下水道及び農業集落排水施設の使用料について（資料7）」を用いて次の事項を説明
 - ・下水道及び農業集落排水の使用料について
 - 条例について
 - 使用料の用途について
 - 料金に関する基本的な考え方について
 - 料金統一について
 - 現行料金の水準について
 - 使用料回収率について
 - 料金改定の経過について
 - 「平成21年度答申書（資料6-1）、答申付属資料（6-2）」を用いて次の事項を説明
 - ・平成21年度の料金審議会の答申について
 - ・答申理由について
 - ・要望事項について
 - 経営努力の一層の推進について
 - 地方公営企業法の財務適用の推進について
 - 経営状況の公表について
 - 事業手法の検討について
 - 次の使用料の見直しについて
 - ・答申付属資料について
 - 実質収支について
 - 「平成24年度下水道使用料比較表（資料11）」を用いて次の事項を説明
 - ・他市との比較について
 - 基本料金について
 - 料金体系について
 - 公衆浴場料金について
 - 累進度について

○まとめ

下水道使用料というのは、汚水処理に関する維持管理費や地方債元利償還金の財源です。赤字解消はある程度進んでいますが、資本費平準化債という特別の起債を借りてしのいでいます。地方債元利償還金については、地方債残高は減少していますが毎年の償還額が30億円くらいで今後徐々に伸びてきますし、維持費も少しずつ膨らむと思います。

特に説明しませんでしたでしたが、昨年、管渠の陥没事故がありまして、想定外の維持費が発生しているという状況もあります。

一方で人口減少や、経済状況で、水量が伸びない状況もあります。料金体系としましては、一般家庭部分では、山陰で2番目に低いです。最近の傾向として、ランクを増やすとか、より節水型の料金にしようといったような他市の状況があります。

使用料については、農業集落排水施設の使用料を今年料金統一したばかりで、人によっ

ては、2年連続の料金改定になる可能性があります。

[質疑] 中山委員

Q1. 資料11で2か月あたり1000㎡を超える事業所はどれくらいありますか。

Q2. 同じく5000㎡を超える事業所はどういうところですか。

[回答] 事務局（宇田業務課長）

A1. 今資料がありませんが、これからランク別に件数等も出していきます。

A2. 総合病院で病床数が多いと毎日食事を出されますし、病院で洗ったりされたりもしますので、特に総合病院関係が多かったと思います。

[質疑] 加藤委員

Q1. 前回の要望事項で未接続の公共施設が41から34に減ったということですが、一覧表が欲しいです。

Q2. 大口の使用量が減って、今後の収入が心配という説明でしたが、大口使用者の納付状況はどうでしょうか。

[回答] 事務局（宇田業務課長）

A1. 施設の未接続数については次回に用意します。

A2. 大口使用者については水量区分毎の徴収率ということにさせていただきます。

[質疑] 佐藤委員

Q1. 答申書の付属資料にあります、一般会計からの繰入金、この金額の算定根拠は何ですか。

Q2. 市の一般会計には負担能力があるのですか。繰入金はずっと増えていますが、この状態でずっと市の負担能力は続くのですか。

Q3. 施設の総務費とか維持費ですが、横ばいになっています。老朽化していくのに横ばいというのはどういうことですか。

[回答] 事務局（宇田業務課長）

A1. 一般会計の繰出しについては、国の繰出し基準というのがあります。雨水の処理、あるいは雨水の処理のための施設の地方債元利償還金、その他に、汚水分につきましても特定の地方債について、繰り出すようになっていきます。計画上、一般会計の繰入金が伸びる計画であるというのは、それは、地方債の元利償還金全体が増えますので、その比率で一般会計からの繰入れも増えると見込んでいたということです。

A2. 市の負担能力は大変厳しいものがあり、税収が伸びないのに、福祉関係等の歳出が伸びてきています。そのため計画どおりには、一般会計の繰入れは入らない状況にあります。

A3. 処理場の施設規模が非常に大きいので、多少の水量が増えても、例えば薬品代や電気代等はそれほど変わらないという考え方で、あまり伸ばしていませんでした。しかし、管渠の陥没事故ですとか、あるいは最近では電気代がうなぎのぼりに上がってきていますので、前回の計画どおりには維持費もいかなくなりつつあります。

[質疑] 加藤委員

要望事項の1番、人件費の抑制で23年度末で51人とおっしゃいましたけど、確か前回は上水道と下水道は別々に検針に行っているという話がありました。それを一緒にされるといいのにとおっしゃいました。

もうひとつ深夜の夜勤の時にすごく人が少なく、もし何か起こった時に、こういう働き方では負担が大きすぎるんじゃないかという話があったと思い出しましたが、あれから変わりましたか。

[回答] 事務局（宇田業務課長）

米子市は一部、合流式ということで、雨水を受け入れている施設があるもので、処理場やポンプ場を無人化することができません。大雨が降ったときにはもちろんその処理

が必要ですし、あるいはそれ以外にも皆生処理場の汚泥は内浜処理場に送っています。そういった操作もありますので、人を常時張り付けています。その張り付けについては生活環境公社への委託でやっています。

前回、審議会で問題になりましたのは、その委託の人数を確か9人くらい減らしたという実績がありまして、そのことによって1回の張り付きが20時間を越える労働制でするので、それが労働条件として大丈夫なのかといったことがありました。ではそれをその後変えたかといわれますと、変えてはおりません。それは公社との話し合いの中で、その条件でやっていくということでやっておりますし、その輪番も一日おきに続くというわけではなくて、ちゃんとそれなりの人数を雇って、交代制をしておりますので、大丈夫ですということで変更はしておりません。

(※検針についての補足。検針は水道局のみで行っており、下水道はそのデータを頂いています。)

加藤委員の質問後

[説明者] 事務局 (宇田業務課長)

時間が押し迫りまして、今から次に進みますと中途半端な終わり方になりそうですので、一旦ここまでとさせてもらえませんか。(一同同意)

(5) 下水道事業の財政状況については次回に持ち越すこととなった。

(6) 今後のスケジュール、審議事項について

[説明者] 事務局 (宇田業務課長)

(概要)

○ 今後のスケジュールについて

農業集落排水施設使用料をこの4月に料金統一したばかりであること、これから23年度の決算分析を行うこと、今後の補助金の動向についても非常に分かりづらい時期であること、等があり将来見通しが立てづらい状況にあります。またこれまでの経過を考えても拙速に結論を出すのは、難しいと考えています。そこで今回は、下水道施設の状況をご覧いただき、下水道事業の現状も充分にご理解していただいた上で、十分な審議をしていただきたいと考えています。次回の日程については、調整後、後日連絡します。

8 閉会